

財 第 1 9 1 0 号
平成 26 年 7 月 25 日

大阪府議会議長 岡沢 健二 様

大阪府知事 松井 一郎



再 議 書

平成 26 年 7 月 25 日に議決された「大阪府議会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例制定の件」については、次の理由により異議があるため、地方自治法第 176 条第 1 項の規定に基づき、再議に付する。

理 由

大阪府議会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例について、以下の点において疑義がある。

大阪府議会、大阪市会の議決を経て設置の大坂府・大阪市特別区設置協議会の委員については、協定書づくりの場に相応しい協議会委員に改めるよう、大阪府・大阪市特別区設置協議会規約に基づく委員の推薦方法の見直しが行われたところであり、本条例に基づき委員の推薦手続きを変更することにより、本協議会の円滑な運営に支障が生じ、設置目的を果たすことができない。

以上のことから、大阪府議会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例を制定することは適当でないと考える。